

全国 保健所長会 だより

はじめに

平成26年度の全国保健所長会研修会は、平成27年1月29日(木)、30日(金)の2日間、東京で開催されました。今回のテーマは、「保健所に今期待される役割の確認」『改正精神保健福祉法』と『医療と介護確保法』への対応」でした。

改正精神保健福祉法への 対応の評価と課題

1日目は、千代田区のカスケードホールで開催されました。宇田英典会長のあいさつに続いて、「改正精神保健福祉法への対応の評価と課題」本場に日本の精神保健医療福祉は変わるのか、変わりつつあるのか」と題して研修が開始されま

の連携」と題し、前職である精神保健福祉センター所長の経験を踏まえ、保健所長に再認識してもらいたい事項を報告されました。具体的には、わが国の非自発的入院の特異性や精神保健福祉法運用における保健所の立ち位置、また保健所で時に耳にする会話を通して、精神障がい者の人権を守る立場にある保健所が、非自発的入院を社会防衛上の観点から是とすることがあるといったことを指摘されました。また、精神保健福祉センターとの連携について、ご自身の経験を通して示されました。

医療介護連携と地域包括ケアに おける保健所の役割

2日目は、会場を江戸川区のタワーホール船堀に移して開催されました。沖縄県中部保健所の伊禮千紀夫所長を座長に、厚生労働省医師確保等地域医療対策室兼在宅医療推進室の佐々木昌弘室長と富山県砺波厚生センターの大江浩所長が話されました。

東京では珍しい雪の朝となったため佐々木室長の到着が遅れ、2番目の演題から始まりました。

平成26年度 全国保健所長会 研修会報告

東京都福祉保健局 島しょ保健所長 城所敏英

はじめのセッションは、兵庫豊岡保健所の柳尚夫所長を座長に、厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部精神・障害保健課の諸富伸夫課長補佐と福岡県嘉穂・鞍手保健所の中原由美所長が講演されました。

諸富課長補佐は、「改正精神保健福祉法と精神保健福祉行政の現状」と題して、今回の法改正後のポイント①良質かつ適切な精神障がい者に対する医療の提供を確保するための指針 ②保護者制度の廃止 ③長期入院精神障害者の地域移行—などについて話されました。「指針」に関しては、保健所の有する機能を最大限有効に活用することを示されました。また、会場からの質問に答える形で、ご自身

参加された国連の委員会での経験に触れ、日本の課題として、精神障がい者に対する長期入院、非自発的入院と虐待を挙げ、その解消に向け人権に最大限配慮した法整備の取り組みを示されました。

中原所長は、「全国の保健所の改正法への対応の現状と課題・研究班報告」として、昨年11月に法改正後の保健所の取り組み状況の調査を実施したこと、この調査票を活用することで、病院からの各種報告から保健所が管内精神科病院の平均在院日数等の状況を把握する方法を示したこと、調査結果から、保健所により取り組みが濃淡があることなどが報告されました。

休憩後、座長を岡山県備前保健所の小寺良成所長に交代し、北海道岩見沢兼滝川保健所の相田一郎

大江所長は「医療介護連携における保健所の取り組みの現状と課題」と題して、医療介護連携には保健所が関与する理由は十分にあり、保健所の設置形態の違いによつて保健所の役割も変りうること、地域資源の格差により連携に関する調整内容も異なってくること、また、そのため地域資源を把握する必要があり、保健所のルーチン業務の中でも地域資源に関する多くの情報を活用できることなど、保健所の取り組みについて提案されました。

続いて、佐々木室長が長靴を履いて登壇され、「地域医療ビジョンと保健所の役割」について講演されました。室長は、1月29日に開催された「第7回地域医療構想策定ガイドライン等に関する検討会」での資料を示しながら、現時点の考え方を説明されました。その中で保健所が関与する可能性が高い事項として、協議の場としての構想区域(二次医療圏を想定)ごとに設置される「地域医療構想調整会議」およびその議長役としての保健所長の役割を示されました。また、圏域の超えた受療行動もあることから二次

医療圏間の調整をするための保健所間連携の必要性も指摘されました。

講演後、総合討論(二)「医療ビジョンと保健所の役割」が行われました。討論では、「継続性を確保するためには組織的に取り組む体制を構築する必要がある」「福祉分野との役割分担も協議する必要がある」などの意見が出ました。

午後は、座長を群馬県東部保健所の早乙女千恵子所長が務め、厚生労働省老健局老人保健課の鶴田真也課長補佐と高知市保健所の堀川俊一所長の講演がありました。

鶴田課長補佐は、「介護保険における住民主体の地域づくりとしての地域支援事業のあり方」と題し、介護保険制度改正の概要を示したうえで、介護予防事業を見直し、今後は、地域づくりによる介護予防事業を展開することを示されました。この方針は、地域での取り組み事例を学ぶ中で見いだされたものだそうです。

堀川所長は、「高知市における地域支援事業の現状」と題し、高知市の「いきいき百歳体操」について、その誕生から地域↓県内↓全国へ

所長と、長崎県県央保健所の大塚俊弘所長の講演がありました。

相田所長は、「北海道の保健所の精神保健活動の現状とこれからの取り組み」と題し、ご自身が所長を経験された十勝地域と空知地域を比較考察されました。両地域は、人口規模は同等ながら、精神科病院の平均在院日数は、十勝が全国平均の半分以下であるのに対し、空知は約1.5倍と長く、一方、地域精神保健福祉資源の絶対量は、十勝よりも空知のほうが多いこと、地域の社会資源が少ないから退院できないというのは、神話で、十勝では精神病床削減と地域のネットワーク作りが平行して行われてきた」と指摘されました。

大塚所長は、「九州の精神保健福祉の課題と精神保健福祉センターと

と広がっていった過程を、介護予防ヘルスプロモーションをという視点から紹介されました。ポイントは、効果が実感できること、「住民主体」をモットーに市民の力を信じて待つことだそうです。

講演後、2人の講師とともに総合討論(三)「介護予防はどうかわりつつあるのか」が行われました。「いきいき百歳体操」など地域での取り組み事例が、国の介護予防の新たな方針の根拠になり、これからの介護予防事業は、地域の実情に応じて取り組んでいくものであることが確認されました。

おわりに

今年度の研修会は、昨年度に引き続き「改正精神保健福祉法」と「医療と介護確保法」への対応として、法改正がなされ、新しい展開が始まる中で、保健所にいま期待される役割を確認しようというものでした。本研修会を通して全国保健所長会からの提言が共通認識となり、各地域での取り組みの一助となることを期待します。